

したり、うたてゆ、しきころなれば、ほかへもやなどおぼせど、なほかくてすごし給ほどに、又も
 がささへねしてなやみ給へば、よもやまのくすしをあつめ、よるひるつくろはせ給へど、むげに
 あさましうたのみすくなき御ありさまなれば、べつたうぞし給つ、くわんばくどの、うへ親王女、具平親王女、平のおほんをちにおはすれば、よろづにとひきこえ給、ものなどおほくたてまつれさせ
 給、いみじきことゝもたびくせさせ給へど、いとあべきほどにさへなりぬれば、あはれに心ほ
 そくおぼさる、六月九日ほうしになり給ぬ、

〔類聚符宣抄三〕詔、通賢將聖之道、玄德動天、堯眉舜目之治、赤心加物、朕以庸昧、忝繼洪基、禁綱彌張、雖
 慕段朝之一面刑鞭、無措空慙、周室之多年、每思賞罰之不明、唯懼咎徵之相示、頃者、疱瘡作災、人庶無
 靜、門戶多連沈困之枕席、街巷間抱天折之襟懷、朕之薄德、下民何辜、夫仁山者、禦邪之固也、函谷之林
 慙、貞恩波者、愈病之源也、上池之水讓術、宜施肆省之仁恩、以消一天之災沴、今日味爽、以前大辟以下
 已發覺、未發覺、已結正、未結正、罪無輕重、悉以救○救恐除、但犯八虐、故殺謀殺、私鑄錢強竊、二盜、常赦
 所不免者、不在此限、又寬仁三年以往、調庸未進在民身者、咸從原免、又復天下百姓當年半、疾病者、
 長吏躬親周視、特加優恤、令得安存、布告遐邇、明俾聞知、主者施行、

寬仁四年四月廿二日

〔日本紀略後十三條〕萬壽二年九月廿八日丁未、自夏及秋、天下患疱瘡、

〔扶桑略記後二十九條〕延久四年七月六日、去六月以後、疱瘡流行、貴賤不免此厄、

〔仁和寺御傳〕大御室 性信○中略

延久四年壬子年月日、爲皇太子河白、疱瘡御祈、修藥師法、有効驗、

〔水左記〕承保四年八月十六日癸巳、御前御心地同様御座、後聞、今日公家依御體不豫、并人民、疱瘡事
 等、被行非常赦、上卿右衛門督、少內記江通國、作詔文、大內記藤敦基、有故障不參仕替云々、十七日